諏訪市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長　金子ゆかり

諏訪市規則第16号

諏訪市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

諏訪市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則（平成15年諏訪市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第5号」を「第6号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の諏訪市福祉医療費資金貸付基金条例施行規則第8条の規定は、令和8年8月1日以後に療養の給付又は療養費の支給を受けた者について適用する。